

社会福祉法人 陽光会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人陽光会（以下「当法人」という）定款8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給しない。

（2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第1に定める額

（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 ・この規定は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

・令和5年6月23日 一部変更

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

以上